

富山地方裁判所委員会（第24回）議事概要

1 開催日時

平成27年5月28日（木）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

富山地方裁判所大会議室

3 出席者

【委員】（五十音順，敬称略）

黒岩巳敏，後藤隆，坂本義夫，田中努，中村周司，中村真由美

【説明者】

廣瀬富山簡裁判事，加藤民事首席書記官，石田富山簡裁庶務課長

【事務担当者】

池田事務局長，長江総務課長，茂住庶務係長

4 進行次第

(1) 新委員の紹介

(2) 委員長挨拶

(3) 前回の委員会での提言に対する取組状況について報告

(4) 議事「簡易裁判所における民事調停の運営の在り方について」

ア 概要説明

イ 施設見学（調停室，待合室）

ウ 意見交換

別紙のとおり

5 次回のテーマ

裁判所における広報について

6 次回の開催期日

平成27年11月27日（金）午後2時

(別紙)

意見交換

(○委員, ●裁判所)

- 民事調停事件が減少している理由は何か。
- 事件数の減少ということでは、裁判所全体の事件数が減少している状況にある。調停事件減少の要因としては、法的判断や専門的知見に裏打ちされた合理的なあつせんを求める利用者が増加しているように思われるところ、そういった利用者のニーズや複雑困難な事件に対応し切れていないところに要因があると考えている。裁判所としては、このようなニーズに応えることができるよう調停機能の強化を図る必要があると考えている。
- 裁判所から、実際にどのような紛争について調停が行われているか説明があったが、物損の交通事故に基づく損害賠償を求める事件は、調停よりも訴訟が増加しているのか。
- 以前は、物損の交通事故に基づく損害賠償を求める紛争について、調停が多く利用されてきたが、現在は、ほとんどが訴訟提起されている。訴訟が増加した背景には、保険契約において、弁護士費用特約が普及したことも一つの要因であると分析している。
- 民事調停と民事訴訟では、費用や解決までの期間などに違いはあるのか。
- 調停は、訴訟と比べると、申立てが簡易で、費用も安く、事案によって異なるが、調停ではポイントを絞った話合いをするので、解決までの期間は比較的短くすむ。
- 民事調停の利用が伸び悩んでいるということだが、そもそも調停の利用者を増やす必要はあるのか。
- 訴訟は、判決という裁判所の判断によって、勝ち負けを一刀両断的にはっきりさせる面があるが、調停は、紛争の背景事情や関連事項を幅広く考慮して、合理的で柔軟な解決を図ることを重視している。これまで、民事調停制度は、広く国

民から利用され、国民性に合致するものとして一定の評価を受けてきており、裁判所としては、当事者の民事調停への期待に応えるべく必要な取組を行い、より多くの方に調停制度を利用してもらいたいと考えている。

- 調停手続のリーフレットに、費用や解決までの期間などを、具体的に例を挙げて記載するとともに、調停手続のメリットやデメリットについても盛り込んでみると、利用を考えている人にとって、分かりやすいものになると思う。
- 大変貴重な御意見をいただいた。席上配布したリーフレットは最高裁で作成しているものではあるが、今後の参考とさせていただきたい。
- 弁護士として、依頼者の案件を、訴訟手続を利用するのか、調停手続を利用するのか、その手続選択の判断基準について伺いたい。
- 基本的には本人の意思を尊重し、訴訟にするか調停にするかを決めているが、弁護士から見て、裁判をするには証拠が足りない場合や、境界などの近隣関係の紛争の場合は、解決後も長く続く双方の関係を考え、調停手続を勧めている。
- 委員の所属されている銀行では、どのような場合に民事調停を利用しているのか。
- 銀行では、債権回収に民事調停を利用することはある。金融商品の紛争については、金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）での解決が多いと思う。本制度を利用することにより、解決までに長期間を要し、費用もかかる裁判等の手続きによらず、第三者機関等による解決を図ることができる。
- 裁判所としては、これまでのように双方に互譲を求めるだけでなく、紛争当事者間の権利関係について一定の説明ができるような調停運営が必要であり、当事者双方の主張の隔たりが大きい場合には、調停委員会が積極的に心証を開示し、紛争の解決に導いていくことが重要であると考えている。
- 弁護士の目から見ると、裁判官主導の下に法的観点を踏まえた調停運営は、理想的な調停だと思う。そうではなく、単に当事者の主張の中間を解決案としたり、調停委員の価値観を押し付けるような調停では、当事者は納得しない。当事者を

説得するに当たっては、調停委員会が適切に心証を開示し、その内容を分かりやすく当事者に説明するべきではないか。特に、裁判官から説明をしてもらうと当事者の受け止め方も違うと思う。

- 昔と比べると、調停委員の調停への取組方はよくなったと思うが、不満が全くないわけではない。裁判所は、民事調停制度の利用促進や問題点の把握を目的に、調停利用者にアンケートを実施し、調停制度を利用した感想や調停委員の対応など、利用者の生の声を聞いてはどうか。
- 富山簡裁では裁判所と有志調停委員により、隔月1回、勉強会を実施しており、その中で、経験談や工夫例等を紹介していただき、他の調停委員の調停運営に役立てている。アンケートの実施については貴重な御意見ではあるが、アンケートを意識するあまり、調停委員が萎縮する可能性もあるので、慎重にならざるを得ない。なお、当事者から伝えられた調停委員の応接態度や言葉遣いに関する御意見については、勉強会において紹介して、調停委員に留意してもらっている。
- 裁判所は、調停手続を紹介するリーフレットを市町村などの関係各機関に送付する以外にも、広報活動に積極的に取り組むべきではないか。
- 調停に特化した広報は行っていないが、最高裁の委嘱事業として、日本調停協会連合会主催による無料調停相談会を毎年実施している。そのほか、憲法週間行事として、裁判所、検察庁、法務局及び弁護士会の共催で無料法律相談会を実施しており、案件によっては、相談者に調停制度を紹介している。また、調停制度については、裁判所ホームページにも掲載されているが、広報は不十分だと感じている。
- 裁判所の広報は正直下手だと思う。最近の大手弁護士事務所のホームページには、解決事例や依頼者の感想が多く掲載されている。裁判所も、調停での解決事例や感想などをホームページに掲載すると、利用者が増加するのではないか。
- 裁判所の手続を利用しやすいものするため、ホームページの掲載内容の充実に取り組むことが必要であると考えている。